

「川除」を冠する人々にみる近世初期の治水技術者のかたち

畑 大 介

はじめに

- I. 『過去帳』の「川除」を冠する人々
II. 「屋敷帳」との比較

III. 竜王村の成立過程

- IV. 「川除」を冠する人々のあり方
おわりに

はじめに

中世末から近世初頭にかけては、城郭や城下町建設はもとより、大河川の改修や用水路開削などの治水・利水施設においても、大規模な土木事業が展開された時期であった。しかしそれを技術面で支えた人々の実態は、史資料に恵まれていないこともあって、ほとんど解明されていない。

山梨県甲府市に所在する時宗の一蓮寺には、『一蓮寺過去帳』¹⁾(以下、『過去帳』と略す)が残されている。『過去帳』は、中世から近世前期の僧帳・尼帳と、そのあとを受け宝永2年(1705)まで書き継がれた新帳(男女混合)の3冊が現存する。記述については法名と年紀に加えて、姓・居住地・職業等の注記がみられる場合があり、甲斐の地域史を探るうえで欠かせない史料となっている。この『過去帳』記載の人物が「川除」を冠している点について、最初に本格的に論じたのは秋山敬氏である²⁾。本稿では、治水技術者にあたる「川除」と呼ばれた人々のあり方について、秋山氏の研究を出発点としてみていきたい。

I. 『過去帳』の「川除」を冠する人々

秋山氏は僧帳の「川除妙観禅門^{大永八年五月二日}」について、「川除」は姓や地名ではなく職業と考え、たまたま川除労働に徴発されて従事した人間に「川除」と注記したとは考えにくいとし、川除工事に常時関わっていたとみている。中世においてはこの例のみであるが、近世になると俗名に「川除」を冠する例が少なからずみられるようになる。秋山氏が挙げた12例をつぎに示す。

- | | | |
|--------|--------------------------|------|
| ①作阿弥陀仏 | 慶長十三年七月二日
川除ノ助七ト云 | (僧帳) |
| ②現一房 | 慶長十五年正月十三日
川除治左衛門婦 | (尼帳) |
| ③光一房 | 慶長十五年七月晦日
俗名川除ノ茂右衛門妻女 | (尼帳) |
| ④讚仏房 | 慶長十六年卯月十八日
川除衆 | (尼帳) |
| ⑤聞一房 | 慶長十七年十一月十七日
川除与惣左衛門尉婦 | (尼帳) |
| ⑥住一房 | 慶長十八年二月十日
川除市丞老母 | (尼帳) |
| ⑦号阿弥陀仏 | 慶長十八年
河除与惣左衛門尉云 | (僧帳) |
| ⑧唯阿弥陀仏 | 慶長十九年十一月二十五日
川除村住人 | (僧帳) |
| ⑨眼阿弥陀仏 | 慶長十九年極月二十五日
川除市丞子息 | (僧帳) |
| ⑩連阿弥陀仏 | 寛永二年八月十四日
川除市丞 | (僧帳) |
| ⑪時阿弥陀仏 | 寛永二年十二月二十四日
川除治左衛門 | (僧帳) |
| ⑫言一房 | 寛文九年九月五日
川よけ次左衛門女房 | (新帳) |

秋山氏はまず⑧の唯阿弥陀仏が「川除村住人」と注記されている点に注目した。過去において甲斐には川除村の名称をもつ村は存在しないことから、「川除職人の住む村、或いは川除を義務とする村—例えば竜王村のように—という意味であろうが、いずれにしる川除=水防に従事した人たちが住んだことを意味する」としている。『過去帳』に記載された人物は、一蓮寺が一条小山に位置した中世では甲斐一國に及んでいるのに対し、甲府城建設に伴って現在

地に移転した近世初頭以降は、圧倒的に現寺院周辺の甲府市南部に集中するという傾向から、秋山氏は川除村は一蓮寺の近くに形成されたと推測し、川除職人を集住させることを目的として、荒川治水の要所である遠光寺村内に建設された村という見方を示している。また④の「川除衆」は堤防工事を専門とする技術者集団としての語感が強いとし、①③の「川除ノ」は「川除村住人の」という意味より、「川除を職業とする」という意と解した方が理解しやすく、このような表現は単に動員されて川除工事に従事している人々を指すというよりも職業名と考えた方が妥当としている。さらに『過去帳』に「川除」を冠する人物が載る期間が限定されていることに注目し、彼らは荒川の堤防工事に投入され、工事の完成に伴ってその多くが川除村を去ったと考えた。川除村を構成したのは、徳川政権によって雇傭され堤防工事に専属的に従事した集団としている。

II. 「屋敷帳」との比較

2004年に開催されたシンポジウム「信玄堤の再評価」において、数野雅彦氏は「竜王河原宿の成立」と題した講演のなかで、この「川除」を冠する人々について言及した。数野氏は慶長8年竜王村検地帳の「屋敷帳」を調べ、当時の宿の構造と住民を明らかにしたうえで(図1)、『過去帳』記載の「川除」を冠する人物と竜王村の住民が一致する例がみられることを指摘した。

あらためて両者の関係をみてみよう。①の助七は南町の5番目の区画(S5)に、②に妻、⑪に本人が記載された治左衛門は東町の1番目の区画(E1)にみられる。⑫の次左衛門女房について秋山氏は、治左衛門の後妻である可能性を指摘しているが、⁴⁾次左衛門女房と治左衛門の時期差は44年あるため、治左衛門と次左衛門は別人物で名前が世襲された可能性もある。③の茂右衛門は「屋敷帳」にはみられない。⑤に妻、⑦に本人が載る与惣左衛門尉はS1に、⑥に母、⑨に子、⑩に本人が記載された市丞は、E14の市之丞と同一人物であろう。『過去帳』記載の「川除」を冠する人物の名前の多くが、慶長8年の竜王村の「屋敷帳」に載っていることになる。このことは「川除」と呼ばれた人の多くが当時竜王村に居住していたことを示しており、⑧の川除村は竜王村を、④の川除衆も竜王村の人々を指す可能性は

高い。ただし、③の茂右衛門が竜王村にいないのは、竜王村以外に「川除」と呼ばれた人物が実際にいたことを示している。

「屋敷帳」に記載されたのは63軒であるのに対し、『過去帳』と一致するのは4軒のみである。『過去帳』に「川除」を冠する人物が登場するのは、大きく遅れる⑫の寛文9年(1669)を除くと慶長13年(1608)から寛永2年(1625)の18年間に集中し、この期間において「屋敷帳」の63軒では家族も含めると多くの死亡者がでたことだろう。しかし『過去帳』にはその多くは「川除」と注記されるかたちでは載っていない。その現象については、いくつかの見方ができるが、ここでは二つの見方を挙げておきたい。一つは竜王村内において「川除」と呼ばれる人物は限られていた場合で、「川除」と呼ばれずそのように注記されていない人物がいても、『過去帳』上では竜王村の住民であるか確認できないことになる。もう一つは、竜王村の住民のなかでは一蓮寺と関係をもつ家は限られていた場合であり、村の多くの者が「川除」と呼ばれていても、『過去帳』に載るのは一蓮寺関係の家のみとなる。ちなみに『過去帳』に村名である「竜王」が注記されているのは、丙寅(永禄9年)6月22日の為一房のみであり、このことは竜王村にもともと一蓮寺と関係をもつ家が実際に存在したことを示している。竜王村の成立過程については後述するが、近郷等からの移住により立村したことを想起すると、当時も住民個々と寺院の関係は多様であったと推測され、後者のように竜王村内においては一蓮寺と関係をもつ家は限られていたと考える方が妥当であろう。「川除村」や「川除衆」と呼ばれたとみられる点からも、村民の多くに川除=治水技術者のイメージがあったものと推測される。秋山氏は慶長期以降になると『過去帳』に記載された人物は一蓮寺周辺に集中するとするが、一蓮寺とつながりがある竜王村の人々をどのように考えたらよいのか。中世において一蓮寺の教線は甲斐国内の広域に及んでいたため、おそらく彼らの先代となんらかの関係があったのだろう。秋山氏は「川除」と注記された人々がいなくなるのは、荒川の堤防工事の完成に伴って退去したためと考えたが、実際は幕府の政策である寺請制度が浸透したためではないだろうか。竜王村の住民の多くは、地元の慈照寺や大慈院などの檀家となっていたと考えられる。

Ⅲ. 竜王村の成立過程

時代は前後するが、つぎに竜王村の成立過程についてみてみたい。永禄3年(1560)8月2日の武田家朱印状は、竜王の川除に伴い、家を作って住む者には棟別役を免除するとし、いわゆる信玄堤の川裏側(東側)に集住者を募る目的で出されたと考えられている。これによって釜無川の旧河道に造られたのが、竜王村の前身である竜王河原宿であり、移住者は堤防の維持管理に従事するとともに旧河道域などで新田開発を進めた。実際、堤防が決壊すると宿は流されてしまう位置関係にあり、その意味でも堤防の保全是宿存続の必要条件であった。宿に対しては天正3年と同5年に、治水用資材の供出に関する指示が武田氏から出され、武田氏滅亡後の同10年7月23日の徳川家奉行連署状写によると宿に居住し川除の奉公を勤めることで信玄の時代から認められていた諸役免除が、引き続き認められている。

宿の中央には南北に道がとおりその両側には間口が狭く、奥行きが長い長方形区画(短冊形地割)が連続し(図2)、設立当時において計画的な地割がされたことを物語っている。宿内から発見された石橋部材(図3)にはつぎの銘文が刻まれている。

永禄四歳

市之丞掛之

(右カ) (右カ) (墨)

石跡市朗石工門黒入

巾八尺長九間出

這入口石橋掛替之

発見の経緯や位置づけについては、柴辻俊六氏の論考⁹⁾がある。銘文によると、再建前の石橋は永禄4年に設置されたことがわかり、永禄3年の朱印状を契機として、実際に宿の整備が進められたことを物語っている。この銘文によると、最初に石橋を架けたのは市之丞である。市之丞(市丞)は前述の『過去帳』や「屋敷帳」にも登場し、こちらの市之丞は寛永2年に死去しているため、名前が世襲された可能性がある。石橋に刻まれた市之丞と「屋敷帳」の

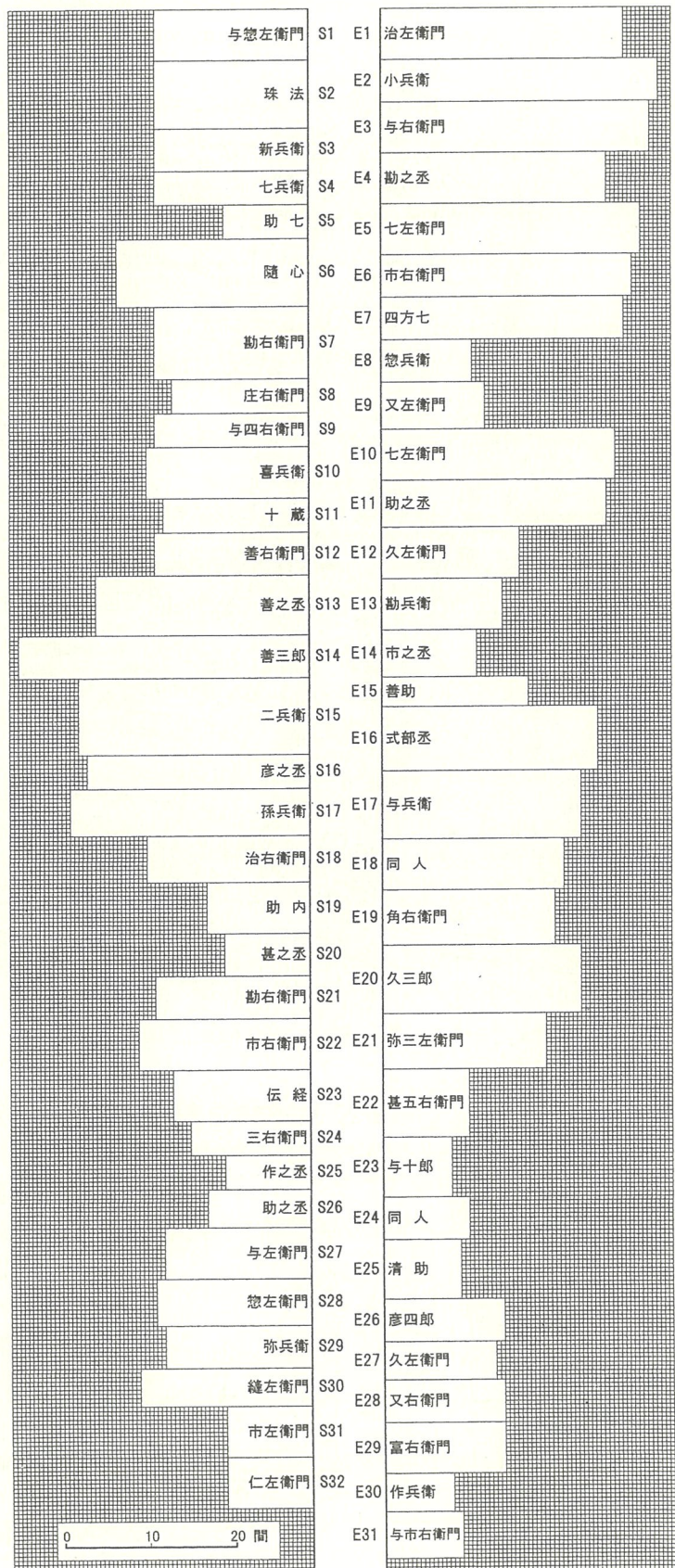


図1 竜王河原宿地割復原図(註3文献)



図2 竜王河原宿周辺図 (甲斐市 1:2,500都市計画基本図)

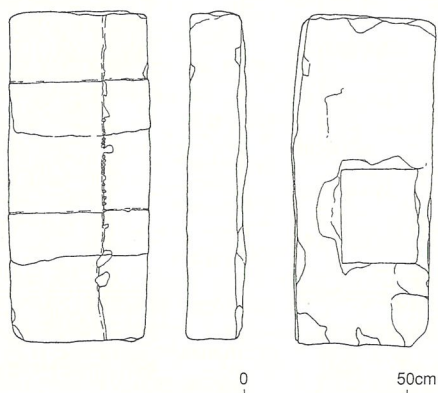


図3 竜王河原宿の石橋部材 (註8文献)

市之丞が世襲関係にあり、同じ屋敷地に住んだとすると、石橋部材が発見された屋敷地は、数野氏の位置比定から市之丞の屋敷地を含んでいると考えられるため、市之丞が施主となって自らの屋敷地の入口に石橋を架けたとみることができる。銘文の「市朗石工門黒入」について柴辻氏は、「黒入」を「墨入」と同義ととらえている。「墨入」は市朗右工門がこの石橋を設計したことを示していると考えられ、市朗右工門もまた技術をもつ人物であった。数野氏の地割復元図 (図1) には市朗右工門は見当たらない一方、数野氏は屋敷の所有者の変遷を追うなかで、市之丞の屋敷の正徳3年 (1713) 段階の所有者は市

郎右衛門らであったことを導いている。いつから市郎右衛門を名乗る人物がこの屋敷地の所有者となったかは不明であり、石橋が再建された時期もはっきりしないが、市郎右衛門自らが屋敷地入口の石橋を架け替えることを計画し、実際に発見された石橋を造ったと考えられる。

武田家カ棟別銭免許状写によると永禄8年卯月には、竜王村への移住者は50軒に達した。その内訳は、越石郷から5軒、篠原郷から3軒、八幡郷から14軒、大下条郷（以上、甲斐市）から2軒、甘利上条郷（韮崎市）から2軒、野牛島郷から1軒、上八田郷から1軒、寺部郷（以上、南アルプス市）から1軒、坂びたい郷から4軒、西山郷（甲斐市）から17軒である。坂びたい郷については明確な所在地比定はできないが、秋山敬氏は赤坂台地上の小村とみている¹¹⁾。出身郷をみると八幡郷や西山郷など近郷からの移住者を中心としつつも、ある程度広域から集まったことがわかる。斉藤俊六氏は、信玄堤築造にかり出された近郷の人々が自由意思に任せて応募したという見方を示す一方、越石郷・西山郷の多くの人々は水利の悪い台地から真っ先に新開の屋敷地に移住したとみている。これに対し私は、別な要因で移住せざるを得なかった者も多かったと考えた¹³⁾。信玄堤の建設は釜無川の河道変更をもたらしたが、それは場所によってはそれまでの取水口や用水路などの灌漑施設が使えなくなることを意味し、この河道変更によって不利益を被ったことにより移住を決意した者もいたと推測した。実際、移住者をみると信玄堤の下流域に住んでいた者が多い。甘利上条郷・野牛島郷・上八田郷といった上流側の郷は御勅使川流域周辺であり、信玄堤造営とあわせて進められたとされる御勅使川の河川工事に関係する移住者である可能性を指摘した。

一方数野雅彦氏は、八幡郷の項に記載されているが実際は山之神（中央市）を本拠とする土豪であった三井右近之丞や、西山郷の長谷部縫右衛門や米山孫右衛門をはじめとする6名の有姓者の存在に注目した¹⁵⁾。中世後期は河原などの未開発地域の開発が盛んで、竜王河原宿成立の背景に、周辺郷村の居住者によって信玄堤建設以前から続けられた広大な釜無川氾濫原の開発を想定し、開発の担い手の中心は三井右近之丞などの土豪層で、すでに氾濫原に耕地を所有していたことにより、竜王河原宿建設に際し、宿内への屋敷建設が認められたと考えた。三井氏は

屋敷地の所有者として名を連ねているが、本拠は山之神であるため、実際に宿に居住したのは一族や配下の者とみている。「屋敷帳」の63人と永禄8年の棟別銭免許状写の50人の名前がまったく異なる¹⁶⁾のも、永禄8年段階の屋敷所有者と実際の居住者が別だったことを示唆するとする。

IV. 「川除」を冠する人々のあり方

以上のように移住については様々な動機やケースが考えられるが、いずれにせよ慶長～寛永期において「川除」と呼ばれた竜王村の人々の先代は、信玄堤築造に伴って近郷等から移住してきた人々であった。その後の彼らの動きをつぶさに把握することはできないが、定住し続けた者も多かったであろう。秋山氏は、「川除」を冠した人々を需要に応じて移動する雇傭職人集団と位置づけ、「川除」を職業名ととらえたが、竜王村の住民は日常的には新田開発を含む農業活動に従事していたと考えられるため、川除＝治水の仕事を職業的にこなしていたというわけではないであろう。

彼らが「川除」と呼ばれたのは治水工事に長け、技術を保有していたことにほかならないが、その技術はどのようにしてもたらされたのか。おそらく古くから甲斐国は治水事業において特徴的な地域であったことと関係しているであろう。原正人氏は『延喜式』主税上の諸国出挙正税・公廩・雑稲のうち、甲斐国の雑稲に「堤防料二万束」が挙げられていることから、平安時代の甲斐国は治水が国司行政上の重要課題であったとみている¹⁷⁾。他国では修理池溝料として計上されることが多く、河内国では堤防料、伊賀国では堰河防料がみられるが、この両国には修理池溝料も記載されているため、修理池溝料がなく堤防料がみられるのは甲斐国のみとなる。甲斐国は周囲に高い山々が連なり、そこから流れ出た河川は沖積地等で幾多の水害を引き起こしてきた。なかでも釜無川が御勅使川と合流して甲府盆地に流れ込む竜王の地は古くから治水の難所として認識され、おそらく信玄堤が築造される以前から、周辺住民、とくに影響を直接受ける川下側の住民は治水に取り組んできたと考えられる。そのなかで長い期間をかけて治水技術が醸成され、継承されてきたと推測される。『過去帳』に「川除」を冠して記載された大永8年の妙観禅門が、どこに居住していたかは把握で

きないものの、甲斐国内において治水技術を持った人物が信玄堤築造以前に実際に活動していたことを示している。

竜王河原宿への移住は、それぞれの事情によるものと思われるが、おそらく最初から治水工事に長けた人物のみが集住したということではないであろう。移住前から「川除」と呼ばれた人々がいた可能性はあるが、移住により堤防の維持管理や治水工事に従事する機会が増えたことや、川除の奉公を勤める特別な村としてのイメージによって、「川除」と呼ばれるようになった住民も少なくないと考えておきたい。「川除村」や「川除衆」と呼ばれたと考えることから、村民の多くが治水技術を持っていたと推測される。

おわりに

秋山氏が「川除」と呼ばれた人々を、移動する雇傭労働集団と位置づけたのは、中世から近世初頭にかけてその種の人々が実際に存在したことによる。秋山氏は、中世の灌漑労働において受益に関係する夫役労働力に加え、各地から集まってきた雇傭労働者が存在したことを、応永10年（1403）の摂津国吹田堤の修補の例などで明らかにした大山喬平氏の研究¹⁸⁾や、寛永9年に着手され、翌10年に完成した尾張国入鹿池の工事に河内国の日雇頭甚九郎が呼び寄せられた事例¹⁹⁾について、甚九郎を河内国内の日雇層²⁰⁾を集团的に編成した人物とした三浦圭一氏の見解から引いている。

一方、ここで取り上げた慶長～寛永期の「川除」を冠する人々は、移動しない農民たちであった。むしろ治水に関わる特殊な村に定住することで、「川除」と呼ばれるようになった者も多いであろう。初期の信玄堤は、高岩の南端において武田氏が築かせた堤防であり、その発想や技術は武田氏に帰属させて語られる場合が多いが、当然のことながらその技術面を下支えしたのは竜王河原宿の人々らであったろう。その後、信玄堤は下流側（南側）に延長され、釜無川が現在の河道となるのは江戸中期であるが²¹⁾、その間、さらには今日まで、竜王村の西側にあたる

初期の信玄堤の部分では破損・修復・補強が繰り返され、かたちを変えながら維持され続けてきた。これは時代が変わっても治水の要所としての重要度は変わらなかったことによるもので、彼らの子孫達の知識や技術が活かされ続けたと考えられる。

本稿執筆において、木村茂光氏と萩原三雄氏から貴重な助言をいただいた。記して感謝申し上げたい。

註

- 1) 磯貝正義監修『影印対照 一蓮寺過去帳』（一蓮寺過去帳刊行会編、地人館、2006年）。
- 2) 秋山敬「甲斐における中世～近世初頭の川除普請とその担い手」（『武田氏研究』第17号、武田氏研究会、1996年）。
- 3) 数野雅彦「竜王河原宿の成立」（『信玄堤の再評価 資料集』山梨郷土研究会ほか、2004年）。
- 4) 秋山敬「『川除職人』の存在とその意味」（『信玄堤の再評価 資料集』山梨郷土研究会ほか、2004年）。
- 5) 『山梨県史』資料編4、1272号。
- 6) 『山梨県史』資料編4、1274・1275号。
- 7) 『山梨県史』資料編4、1279号。
- 8) 『山梨県史』資料編7、石造物246。
- 9) 柴辻俊六「所謂『信玄堤』修築当時の新資料について」（『日本歴史』第276号、吉川弘文館、1971年）。
- 10) 『山梨県史』資料編4、1278号。
- 11) 秋山敬「中世文書」（『竜王町史』文化歴史編、2004年）。
- 12) 齊藤俊六「龍王河原宿成立の意義」（『甲斐史学』丸山国雄会長還暦記念特集号、甲斐史学会、1965年）。
- 13) 拙稿「信玄堤の造営とその意義」（『定本 富士川』郷土出版社、2002年）。
- 14) 川崎剛「釜無川の流路変遷について」（『武田氏研究』第13号、武田氏研究会、1994年）。
- 15) 註3文献。
- 16) 八幡郷の善右衛門（S12）と、西山郷の（米山）又右衛門（E28）は共通する。
- 17) 原正人「甲斐国行政の諸相」（『山梨県史』通史編1、2004年）。
- 18) 大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、1978年）。
- 19) 土木学会「施工技術」（『明治以前 日本土木史』岩波書店、1936年）。
- 20) 三浦圭一「中世の土木と職人集団」（『講座・日本技術の社会史』第6巻、日本評論社、1984年）。
- 21) 註14文献。